

プール学院大学大学院奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院（以下「本学大学院」という。）の奨学金について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本奨学金の対象者は、本学大学院にあって、学業成績が優秀かつ学問研究に熱意のある学生で、経済的理由又は突発的な事由により修学・研究が困難な者とする。ただし、日本学生支援機構、本学大学院実践科目助成金を除く他の奨学金の給付を受けている者は、この奨学金を受けることはできない。

(給付額)

第3条 奨学金の給付額については別に定める。

(給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、原則として1年間とする。

(申請時期)

第5条 申請時期は当該年度の9月とする。

(申請方法)

第6条 奨学金を希望する者は、所定の申請書に署名のうえ、研究科長を通じて学長に提出するものとする。

(選考)

第7条 この奨学金の選考並びに奨学金に関する審議は、本学大学院国際文化学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）で行う。

(採用決定)

第8条 奨学生の採用は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(返還義務)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、初回採用時に遡り給付額の全額返還を求める場合がある。

- (1) 休学したとき
- (2) 退学または除籍になったとき
- (3) その他著しく学生の本分に違背したとき

(事務)

第10条 奨学金に関する事務は、学生担当部署が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。
2003（平成15）年4月1日改正施行。
2006（平成18）年4月1日改正施行。